

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第27回理事会

平成9年4月

平成 9 年 4 月 16 日
財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

第 27 回 理 事 会

【議 題】

- 1、寄付行為第 18 条第 2 項の規定に基づく互選について
- 2、事務処理規則の一部改正について
- 3、その他

【報 告】

- 1、第 29 回運営審議委員会について
- 2、女性尊厳事業について
- 3、その他

添付資料一覧

第27回理事会

財団法人女性のためのアジア平和国民基金
平成9年4月16日

- ①寄付行為第18条第2項の規定に基づく互選について… 別添
- ②事務処理規則の一部改正について… 別添
- ③韓国について… 1～2
- ④台湾について… 3～10
(基金と「婦援会」の往復書簡 2/18付、3/21付、3/27付)
- ⑤フィリピンについて… 別添
- ⑥インドネシア、フィリピンについてのプレスリリース… 11
- ⑦広報について… 12～16
- ⑧国連人権委員会について… 17～21
- ⑨民主党との懇談について… 22～31
- ⑩与党議員との懇談について… 32
- ⑪「慰安婦」関係資料委員会について… 33～34
- ⑫基金関連報道記事… 別添

韓国対話チーム報告 (案)

1997.4.15 事務局

(1) 挺身隊問題対策協議会(挺対協)3月24日付「活動消息」(ニュース)＝別添資料＝で、基金「償い金」等を受け取った人には政府の生活支援金を止めろという動きを伝え、事実上、組織としてそれを肯定的している。

(日時記載なし)「挺対協実務者の反対にも関わらず、結局日本の見舞金を受け取ってしまったハルモニたちには政府レベルで支給されている毎月の生活費50万ウォンを即中断すべきであるとし、抗議の手紙を自発的(ハルモニたちが)に作成し、40余名の署名を集めて保健福祉部と外務部を訪問した」

(2) 挺対協をふくむ「市民連帯」の募金の支給は5月8日、一人500万ウォン(約70万円)と伝えられ、基金への対応はその後でなければ予想がつかない。受け取った方は先行した自分たちがバカをみるのではないかとの気分。

(3) ソウルで3月31日午後、5人の「慰安婦」被害当事者が日本記者を集め会見を開き、日本で起こっている、強制連行の証拠がない、教科書から削除せよとの国会議員、学者等の発言に対して抗議。4月1日「声明」＝別添＝

これに同席した支援する「在日」の人は帰国後、「基金事業を受け取るとしても、基金が強行したために難しくなった」と基金の手順について批判的に話した(事務局員に)。

(4) ジュネーブの国連人権委で韓国代表部宣大使は、「慰安婦」問題についての日本政府の対応に「失望」と発言した。

3日ジュネーブ。「人権委特別報告者の韓国を自主的速やかに具体化するように日本政府に要請したのに、措置されず失望した」。(朝日新聞)

その他、ジュネーブでは戸塚悦朗弁護士やNGOの動きがあった。(→林委員、→外務省情報)

(5) 3月26日～28日、事務局2人が訪韓。「すすめる会」、被害者代理人に同行して、基金を受け止めた方々を訪ね、医療・福祉支援事業を実際に役立てていただけるようサポート。あわせて広報啓発ビデオ資料収集について韓国側との打ち合わせを行った。

(6) チームとしては、当面、5月の市民連帯の動きを注視したい。「立法一国の補償」への期待感の行方、ジュネーブ人権委・ILO総会等の行方を見つつ、「ご本人の意思表示には即対応」できるように態勢をとっていきたい。

教科書攻撃、削除に抗議する声明

韓国「従軍慰安婦」被害者・遺族の会

事になりました。私たちが、戦場の慰安所から解放され民族の独立を遂げて五十二年目の春です。韓国の子どもばかりでなく、日本の子どもたちにも入学や進学を遅れたうれい毒に塗れないでほしい。

とくに、ことし、中学・高校に通学した日本の子どもたちにも、こころからの祝福を送ります。

私たちが十代、中学や高校で学ぶ年頃、私たちは中国や南太平洋の島々にある日本軍の慰安所へ連行されました。

私たちが「死んで」生き返ってきたそのものたちです。歴史したり戦争が覆された私たちは私たちの目で世界をめぐりつらねられた私たちが歴史した少女たちは半年たつと連れ去られ、二度と帰れません。慰安所が炸裂する最前線にまで連行された私たちが歴史でも傷つき、犠牲になつた私たちは散知れません。

こうして毒殺的に生きのび、いまは、年老いて孤独な私たちは、中学や高校生たちのまぶしい春に涙い感傷をおぼえます。それだけにことしの春からは日本の中学生の教科書に私たち「慰安婦」についての被害と被害の事実が記述されることになり、私たちは喜んでおります。

しかし一方で、「教科書」は進行共に参加した人たちも、教科書はなかったとして、高校・中学の教科書の記述を歪曲した歴史教科書や「侵略戦争のイメージを植え込む歴史の事実」に近づかないことを歴史的事実として取り上げている」とする板垣正孝議員の発言は、多くの人権被害の被害を求めて半世紀の歴史を改めて立ち上がった私たちの名譽を毀損して余りあります。

これは「教科書」制定への日本国家の関与と被害者への被害の事実を改めて糾弾した日本政府の「道義的」責任まで否定する、無視できない発言であります。

これは118人の国会議員が参加して結成した「明るい日本」国会議員連盟」の会費に委員が就任したまに記者会見で発言したものです。

身をもって歴史的に進行され数年にわたって「侵略戦争」に心身をまいたれた生ける日本人である私たちは深い憤りと怒りをもつて、この一連の発言には抗議します。

さらに教科書評議・改訂からも明瞭な要求にまで抗議をまきこんでいる「明るい日本」連盟」の活動に、日本の知性と良心を代表するべき大学教授や作家たちが加わっていることに、私たちは驚かざるを得ません。

「教科書評議」は歴史的なスケッチングであり歴史に基づかないもの。「日本国史をいじけさせ日本人としての意識を磨きつけるだけのもの」と主張、「日本の近現代史を教科書の歴史として断片している」「列史は歴史不十分のまま」「従軍慰安婦」の強制連行を隠蔽した」として教科書を改訂、「新しい歴史教科書をつくる会」を創設した藤田節生先生を中心とした活動を展開しています。

過去の歴史の事実を否定して「明るい日本」をつくる「新しい教科書をつくる会」の活動した動きに、私たちは容れられない歴史と不正を許していません。いったい、半世紀をすぎた、これらの人々は、日本をどこへ連れ出そうとしているのでしょうか。私たちは「明るい日本」をつくる「新しい教科書をつくる会」の活動に参加している皆さんに、いま一度、歴史に過去の歴史の真実に向き合ってください。

このまぶしい春をおえ、暗く押しつぶそうとする被害者連盟・削除の一連の言論と活動に、私たちは被害者は歴史の語りをもつて抗議し、次のように要求致します。

一、日本政府は「教科書」制定による被害・被害の真相を明らかにするため、まだ公開されていない公文書のすべてを公開すること。

一、日本政府は、性的強制とした被害者に対して法的責任を認め被害者と人権被害の賠償を速やかに行うこと。

一、「明るい日本」国会議員連盟」と「新しい教科書をつくる会」の皆さん、政府が隠している一切の証拠の提出と公開を日本政府に要求して下さい。

一、藤田節生先生、小林よしのり先生、藤井よし子先生、私たちがあなたたちを信用します。生を日本人であり、歴史の事実でもある私たちがせひ会い、私たちの真実とし、かりと向き合ってください。手紙でも第一歩をなします。いつでも、韓国の私たちに会いに来て下さい。

一九九七年三月三十一日

韓国人「従軍慰安婦」被害者会、遺族の会

代表 兼 会長 (055) 944-0837

大韓連盟 SEOL 市 南 區 宣 武 路 二 四 三 二 一 一 四

TEL & FAX (02) 8333-0178

問い合わせ

ハルモニたちを支える会 ネットワーク事務局 朴善南

東京 都 文 京 区 本 郷 一 一 二 一 一 一 一

三 浦 区 日 立 4 番 号 TEL & FAX 03 (32818) 78113

0467 (51) 83118

財団法人アジア女性基金

(女性のためのアジア平和国民基金)

Asian Women's Fund

2-17-42 Akasaka Minato-ku Tokyo 107 JAPAN

Phone 81-3-3583-9346 FAX 81-3-3583-9347

1997年 2月18日

台北市婦女救護社会福利事業基金会
理事長 沈 美真 先生

謹啓

皆様におかれましては益々ご清祥のことと、お慶び申し上げます。

アジア女性基金の代表が台北市婦女救護社会福利事業基金会の皆様と意見交換を行った1996年1月より、早や一年以上が過ぎました。貴会が、日頃から台湾における元慰安婦の方々に多大の支援活動をされていることに敬意を表します。

いわゆる元「従軍慰安婦」問題については、様々な意見や取り組みが行われている中、アジア女性基金としましても、広く啓発活動を行い、日本国民からの償いの気持ちをお届けするべく、誠意をもってこのことに取り組んでまいりました。このような基金事業の趣旨についてご理解を賜り、是非、貴会のご協力を仰ぎたいと、繰り返し手紙を差し上げ、亜東関係協会や台北市政府、日本交流協会を通して面談をお願いしてまいりましたが、残念ながら1996年1月以降、一度も受け入れていただいております。

今のように対話の閉ざされた状態が、台湾の被害者の方々に様々な不正確な情報、誤解をもたらす原因となっていることを、私たちは心配しております。度々基金側に質問される、「今年、日本の国会において、被害者への国家補償を行うための法案が通過するという話があるが、実現の可能性はどの位か。」という話が、そのひとつです。しかしながら、この問題についてそのような法案は存在しておらず、国会に提出もされていない、というのが真実です。にもかかわらず、このような誤報によって被害者の方々の間に混乱が起きていることについて、私たちは非常に残念に思います。

また、先便申し上げたとおり、アジア女性基金からの償い金を受け取られても、日本政府への国家補償を要求する権利はいささかも奪われないことも、しばしば日本政府当局者の明言している所であります。しかし多くの被害者には、このことが伝わっておりません。

私たちは、被害者の方々が高齢であることを考えると、一日も早く台湾における償い事業を実施することが大切と思ひ、そのためにも是非、台北市婦女救護社会福利事業基金会のご協力を得たく、ここに改めてお願い申し上げます。基金といたしましては貴会に対し誠意と礼儀をもって、このことの話し合いをお願いしてきておりますが、年老いた被害者の方々の現状を知るにつけ、これ以上、今の状態を続けるべきではないと考えます。

できる限り早い時点で、基金と貴会の皆様とでこの件について話し合う機会を設けていただきたく、お手紙を差し上げる次第です。できれば来週にも基金関係者が訪台し、意見交換をさせて頂きたいと考えておりますところ、できる限り早いお返事を頂戴できれば幸いです。

敬具

婦女性のためのアジア平和国民基金
副理事長 衛藤 浩吉

CC: 台北駐日經濟文化代表處代表
臺東關係協會會長
外交部アジア局長
台北市社會局長
國民黨本部
民進黨本部
新黨本部

Asian Women's Fund
2-17-42 Akasaka Minato-ku
Tokyo 107, Japan
Tel:+01-3-3583-9346 Fax:+01-3-3583-9347

18 February 1997

Ms. Shen Meichen
Chairwoman,
Taipei Women's Rescue Foundation

Dear Ms. Shen,

I sincerely hope that this letter finds all Foundation members in the best of health.

More than one year has already passed since representatives of the Asian Women's Fund exchanged views with members of the Taipei Women's Rescue Foundation in January 1996. As ever, we hold the utmost respect for the many efforts undertaken in Taiwan by the Foundation in support of former "comfort women" over a long period of time.

The Asian Women's Fund has also worked attentively in Japan to educate our people and to send a feeling of atonement to the victims in an environment full of differing opinions and activities regarding the issue of so-called former wartime "comfort woman." On numerous occasions, we have sent letters to you and wishes through the Association of East Asian Relations, the Taipei City Government, and the Interchange Association (Japan) Taipei Office, asking for a meeting so that the Foundation might bestow upon us its understanding of the purpose and activities of the Fund and that we might ask the Foundation's cooperation. Unfortunately, since January 1996, none of our wishes has been received favorably.

We are concerned that this lack of dialogue has resulted in misunderstandings and the spread of various types of inaccurate information to the victims in Taiwan. One question often asked of us refers to conjecture that, during 1997, the Japanese Diet will pass a bill providing for the national redress of victims. We are asked what the possibilities are that the supposed bill will be passed. In reality, no such bill has been presented; indeed, no such bill even exists. We very much regret that such misunderstandings have caused confusion among the victims.

Furthermore, as we have stated in previous letters, even if the victims were to accept atonement money from the Asian Women's Fund, their right to demand national indemnities from the Government of Japan is in no way compromised. Although the authorities of the Government of Japan have repeatedly made statements clearly to this effect, this information still has not reached many of the victims.

In consideration of the advanced age of the victims, we believe it is important that an atonement program is carried out in Taiwan as soon as possible. It is also for this purpose that we request, in all sincerity and propriety, the cooperation of the Taipei Women's Rescue Foundation in holding a meeting. The more we realize that the current circumstances should not be allowed to continue any longer.

I send you this letter in the sincere hope that you will provide an opportunity for members of the Fund and the Foundation to meet at the earliest possible date to discuss this matter. People involved with the Fund would appreciate the opportunity to visit Taiwan for an exchange of views sometime next week, if possible. I would, therefore, be most grateful if I could receive a reply to this letter as soon as humanely possible.

Yours truly,

Shinkichi Eto,
Vice-President,
Asian Women's Fund

cc:

Representative, Taipei Economic and Culture Representative
Office in Japan
Chairperson, Association of East Asian Relations
Director, Department of East Asian and Pacific Affairs,
Ministry of Foreign Affairs
Director, Bureau of Social Affairs, Taipei City Government
Headquarters of the Nationalist Party
Headquarters of the People's Progressive Party
Headquarters of the New Party

財団法人アジア女性基金

(女性のためのアジア平和国民基金)

Asian Women's Fund

2-17-42 Akasaka Minato-ku Tokyo 107 JAPAN

Phone 81-3-3583-9346 FAX 81-3-3583-9347

1997年3月21日

台北市婦女救護社会福祉事業基金会

理事長 沈美真 先生

謹啓

皆様におかれましては益々御清祥のことと、お慶び申し上げます。

私たちアジア女性基金は、台湾における貴会の慰安婦問題への取り組みに敬意を表し、基金事業についての貴会のご理解とご協力を賜りたいと、面談をお願いし続けてまいりました。残念ながら私たちの要望は、1996年1月以降、一度も受け入れられず今日に至っております。最近では1997年2月18日付けで書簡を差し上げましたが、いまだにお返事を頂戴しておりません。

アジア女性基金は1995年8月15日以来、日本国民がまごころから寄せた懐いの気持ち(懐い金)をお預かりしており、これを被害者へお届けする義務があります。台湾においてアジア女性基金はいまだに事業を開始できずしておりますが、ここ数カ月の間にも、既に3名の台湾の被害者が亡くなられたと聞いており、これ以上今の状態を続けて時を賣やすことはできないと考えております。私たちが最も望むことは、貴会のご理解を得て貴会に台湾における基金事業の受け皿団体となつていただき、一日も早く被害者の方々に対する懐い金支給と医療・福祉支援事業を開始させることです。

改めてこの書簡をもって、貴会がアジア女性基金の事業実施にご協力いただけるか否かをお尋ねしたいと存じます。この質問への回答は1997年3月31日までに頂戴したく、この日までにご回答なき場合は、貴会のご協力は得られないと判断し、アジア女性基金は独自の方策をもって事業開始の準備に着手いたします。

この件につき、よろしくおとりはからいのほどお願い申し上げます。

皆様のご健康とご発展をお祈りいたします。

敬具

(附) 女性のためのアジア平和国民基金

理事長 原文兵衛

原文兵衛

cc. 台北駐日経済文化代表所代表
外交部アジア局長
台北市社会局長
民进党本部

亜東関係協会会長
台北市社会局長
国民党本部
新党本部

ASIAN WOMEN'S FUND

2-17-42 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107 JAPAN
Phone: 0081-3-3583-9346 Fax: 3-3583-9347

21 March 1997

Ms. Shen Meichen
Chairwoman
Taipei Women's Rescue Foundation

Dear Ms. Shen:

I sincerely hope that this letter finds all the Foundation members in the best of health.

We, the representatives of the Asian Women's Fund, have made repeated requests for a meeting with the Taipei Women's Rescue Foundation for the purpose of expressing our appreciation of the activities the Foundation has undertaken in regards to the problems of former "comfort women" in Taiwan and in order for us to ask for your understanding of our Fund's activities and offer our cooperation. Unfortunately, since our meeting of January 1996, representatives of the Fund have not been received even once. The latest letter from the Asian Women's Fund dated 18 February 1997 has never received a response, either.

Since 15 August 1995, the Asian Women's Fund has been collecting the sincere outpourings of the Japanese people's tokens of atonement (atonement money). It is our duty to deliver this to the victims. The Asian Women's Fund has not yet been able to begin its activities in Taiwan, and already in these past few months three of the victims have passed away. If this state of affairs is allowed to continue, then I am afraid that the Fund will not be able to carry out disbursement at all. What we at the Fund wish is to have the Foundation's understanding. We wish to have the Foundation serve as the party responsible for facilitating the Fund's activities in Taiwan. What we wish to do, above all else, is to begin, as soon as possible, to supply the atonement money and medical treatment to the victims, and help them with their social welfare needs.

We are once again writing you with the simple query: can the Asian Women's Fund expect the cooperation of the Taipei Women's Rescue Foundation in the realization of the Fund's activities in Taiwan or not? Please send us your reply no later than 31 March 1997. If we do not hear from you by that time, the Asian Women's Fund will judge that it cannot expect cooperation from the Foundation, and we will begin preparations for a launch of our activities in accordance with our own policies.

I pray for your personal health and progress.

Yours truly,

Bunbei Hara
President, Asian Women's Fund

cc: **Representative, Taipei Economic and Cultural Representative Office in Japan**
Chairperson, Association of East Asian Relations
Director, Department of East Asian and Pacific Affairs, Ministry of Foreign Affairs
Director, Bureau of Social Affairs, Taipei City Government
Headquarters of the Nationalist Party
Headquarters of the People's Progressive Party
Headquarters of the New Party



財團法人台北市婦女救援社會福利事業基金會

Taipei Women's Rescue Foundation

台北市金山南路一段六六號二樓
 TEL: (02) 392-9595 FAX: (02) 341-0825
 2F, No. 66, Sec.1, Chin Shan S. Rd., Taipei, Taiwan, R.O.C.
 郵政編號: 12627164

戶名: 財團法人台北市婦女救援社會福利事業基金會

27 March 1997

Mr. Bunbei Hara
 President
 Asian Women's Fund
 2-17-42 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo 107 Japan

Dear Mr. Bunbei Hara :

We have received your letters dated February 18 and March 21, 1997. We understand the Asian Women's Fund has the desire to approach former "comfort women" and to solicit their acceptance of money administered by you.

The Taipei Women's Rescue Foundation has no intention to serve as an intermediary between you and the "comfort women". We will not provide any assistance because that will be contrary to our duty to represent the "comfort women" in seeking compensation officially and directly from the Japanese Government.

It is our belief that the Japanese Government has been using the Asian Women's Fund to shield its responsibility. For this reason, any contact between us and the Asian Women's Fund might be interpreted as an indication of our failure to carry out our commitment to the "comfort women."

In addition to the above stated conflict, our experience in dealing with the Asian Women's Fund is not comfortable at all. You have distorted our opinions expressed in our past meetings. You have used our meetings as propaganda materials to trick people in other East Asian countries. You have by your own hands ruined trust. While you were sending your previous letter, you gave untrue information to Taiwanese reporters dispatched in Japan. As a result, some reporters have given a partial and deceitful report about the status of the "comfort women" and the Taipei Women's Rescue Foundation. Fortunately, we are able to clarify it and save our reputation.

We will welcome your decision to stop sending letters to us if at the same time you stop accusing us of untrue stories.

Yours truly,

Mei-Chen Shen

Chairperson

Taipei Women's Rescue Foundation

PRESS RELEASE ASIAN WOMEN'S FUND

1997.3.25

アジア女性基金プレス・リリース

TEL.81-3-3583-9346 FAX.81-3-3583-9347
AKASAKA-ANNEX, 2-17-42 AKASAKA, MINATO-KU, TOKYO, JAPAN 107
財団法人女性のためのアジア平和国民基金(理事長 原文兵衛) 事務局
107 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックス

インドネシアでの事業支援で覚書締結

1. きょう25日、アジア女性基金(以下、基金)は、インドネシア社会省と、同社会省が実施する高齢者社会福祉事業に対し基金が支援を行うための覚書に署名した。(署名式は、ジャカルタのインドネシア社会省において、山口達男アジア女性基金理事およびアスモノ・インドネシア社会省次官との間で行なわれた。)

2. 覚書の概要は以下のとおり。

- (1) 事業の実施機関 インドネシア社会省
- (2) 事業の実施期間 10年間
- (3) 事業内容

(イ) 社会省は、インドネシアにおける高齢者のための社会福祉サービスの増進のため、総額3億8千万円規模の事業を実施する。社会省は、基金と協力して本事業実施のための年間計画を策定する。

(ロ) 基金は、右年間計画にしたがい、事業を実施するために必要な資金を社会省に供与する。

(ハ) 社会省は、元「慰安婦」が存在すると考えられる地域において、本件事業が実施されることを確保する。本件事業は、女性を優先する形で実施される。

フィリピンでのお届けは11人に

アジア女性基金は96年8月以来、継続して償い金等をお届けしているフィリピンで、この3月初旬、新たに認定を終わった2人に、償い金等をお送りする手続きを行った。これで、フィリピンで基金事業を受け取っていただいた方は、合計11人になった。

その他

○3月中旬より、「基金」をよびかける新聞広告掲載

朝日、毎日、読売、日経、産経、東京中日、西日本、北海道の計8紙ほか

○基金の総額は、4億7250万4472円(2月13日現在)

広報委員会報告(案)

1997.4.15

事務局

(1) 基金新聞広告

今回は「募金」を中心に訴求する広告内容とした。

あわせて、事業活動は基金と政府の協力で実施していること、基金は国民の懐いの気持ちを集めたものであることを要素とした。

3月22日から月末にかけて、掲載した新聞は、中央紙・ブロック紙8紙、地方紙30紙。=別添=

なお、寄付金が所得控除となる「指定寄付」の延長が3月21日に大蔵省より告示され、さらに1年延長された。

(2) インドネシア政府との覚書締結リリース

3月25日締結された、インドネシア政府社会省実施の高齢者社会福祉事業に基金が支援を行う覚書について、同日、プレスリリースを送った。

このペーパーでは、フィリピンで受け取った方が11人になったことも併記した。

数社から問い合わせがあり、インドネシアの件、記事になった。

(3) インターネット開始

インターネットに関して契約は済み、事務室配置替えが決定次第、結線し始動する。

基本資料・文書・ニュースを提供し、意見や情報を求めることなど、広報に役立てる計画。

(4) 広報啓発ビデオの素材収集

(松田第二業務部長から)

(5) その他

マスコミ対応 中京テレビ 中嶋委員 (広報委員長)

ほか

新博広 (A)
金5段

募金へのご協力をお願いします

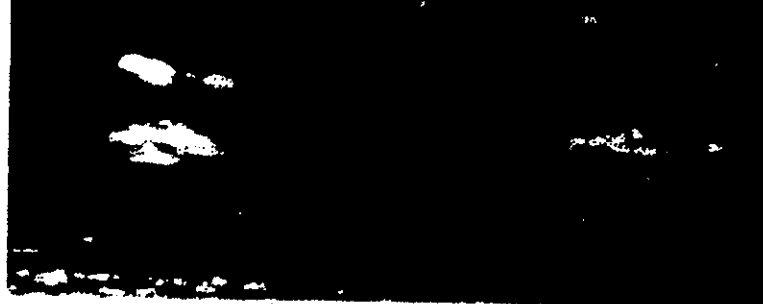
「慰安婦」にされた方々の苦しみは、とうてい言葉や金銭で表えるものとは思いません。しかし、アジア女性基金は、このようなことを二度と繰り返さないという国策の決意のしるしとして、高齢に暮らされた方々に一日も早く、心からの謝罪と愛の気持ちを届けたいと努力を続けています。あわせて「慰安婦」問題について歴史の教科書とするための資料調査研究も実施しています。

これまでに皆様方からいただいた募金総額は4億7000万円を超え、フィリピンで11人、また韓国では7人の方々に、慰い金などをお届けしています。一層、募金へのご協力をお願いいたします。

国基金から、慰い金、理事員の手紙

アジア女性基金は、皆様からの賛助によって「慰安婦」にされた方々に慰い金をお贈りしています。その際、理事員の手紙と皆様からのメッセージをお送りしています。

「安楽にされた方々へ
皆様から寄せられた慰い金の手紙をお届けしています



【募金者からのメッセージ】

- 慰安婦問題に関心しましたが、元「慰安婦」の方々の高齢化に対し、慰安婦問題の解決をしなければならぬことや、私自身もこの問題に対する気持ちの整理として協力させて頂いてます。(女性)
- こういうアジア女性基金ができるのを待っていました。日本人としての誇りや責任が少し軽くなる思いです。うれしいことです。(女性)
- 思いはいろいろあると思いますが、その一つとして参加いたします。少額ですが、参加することによって思いの気持ちを表したいと思っています。(男性)
- どの国でも同じで、どんな思いが湧くとも、女性が尊重されるべきであるべきです。また、どんな女性もそれを認めてほしいということも、金銭の問題は関係して欲しい。戦争で苦しめられた女性として共にそう思う。(女性)

国政府は、総理の手紙、医療・福祉支援事業費拠出

国政府は、いかなる「慰安婦問題」に関しても、国策の決定を重視し、「慰安婦」にされた方々に、①心からの謝罪と愛の気持ちを表した慰い金の手紙をお贈りするとともに、②アジア女性基金が実施する医療・福祉支援事業に必要資金を国費で支援しています。

● 募金は郵便振替で

郵便員の郵便振替をご利用ください。
(振替先金は基金の会費です)
郵便振替口座：00180-2-71164
女性のためのアジア平和国民基金

（有）法人 女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）

13

⑧

「慰安婦」にされた方々へ、皆様から寄せられた悔いの気持ちを、お届けしています

募金へのご協力をお願いします

「慰安婦」にされた方々の苦しみは、とうてい言葉や金額で表えるものとは思いません。しかし、アジア女性基金は、このようなことを二度と繰り返さないという国民の決意のしるしとして、高齢になられた方々に一日も早く、心からの謝罪と悔いの気持ちをお届けしたいと努力を続けています。あわせて「慰安婦」問題について歴史の教訓とするための資料調査研究も実施しています。

これまでに皆様方からいただいた募金総額は4億7000万円を超え、フィリピンで11人、また韓国では7人の方々に、償い金などをお届けしています。一層、募金へのご協力をお願いいたします。

女性に対する暴力など、今日の女性問題の解決にむけて

アジア女性基金は、また、女性の名誉と尊厳にかかわる今日の女性問題に取り組んでいます。国際人身売買、夫の妻に対する暴力などをテーマにした国際フォーラムの開催、女性の人権にかかわる活動への支援、女性に対する暴力の実情の調査と予防などについての研究支援などを行っています。



【募金者からのメッセージ】

●慰安婦問題に思いでしたが、元「慰安婦被害者」の方々の高齢化に対し、現実的を思いをしなければならぬことや、自身のこの問題に対する気持ちの表明として協力させてください。(女性)

●こういうアジア女性基金ができるのを助けていました。日本人としての胸のつかえが少し軽くなる思いです。うれしいことです。(女性)

●悔いにはいるいる方法があると思えます。その一つとして進言いたします。少額ですが、認罪することによって悔いの気持ちを癒したいと思えます。(男性)

●どんな被害者でも、どんな言い訳があろうと、女性が多められることがあってはならないし、また、どんな女性もそれを見かねてはいないということも、企業や男性は認罪して欲しい。戦争を知らない世代の女性として真にそう思う。(女性)

「基金から、償い金、理事長の手紙」

アジア女性基金は、皆様からの募金によって「慰安婦」にされた方々に償い金をお届けしています。その際、基金理事長の手紙と皆様からのメッセージをお渡ししています。

「政府は、賠償の手紙、賠償・福祉支援事業実施」

政府は、いわゆる「慰安婦被害者」問題について、道義的責任を痛感し、「慰安婦」にされた方々に、①心からのお詫びと反省の気持ちを表した賠償の手紙をお届けするとともに、②アジア女性基金が実施する医療・福祉支援事業に必要な資金を国の予算により拠出しています。

「ご遺金は郵便振替で」

郵便局の郵便振替をご利用ください。
(振替料金は基金の負担です)

郵便振替口座：00190-3-71164
女性のためのアジア平和国民基金

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)

カ

新聞広告掲載一覧

女性のためのアジア平和国民基金 御中

97年3月度新聞広告掲載日一覧 (中央紙:ブロック紙)

		東京	大阪	名古屋	西部	北海道	北陸
朝日新聞	1回	26日	22日統合 24日夕刊	22日	27日	26日	
	2回	30日	25日夕刊 27日統合	26日	30日	30日	
毎日新聞	1回	22日	22日	23日	22日	22日	
	2回	27日	25日	27日	27日	24日	
読売新聞	1回	23日	22日	23日	23日	22日	23日
	2回	26日	25日	25日	25日	29日	26日
日経新聞	1回	22日	22日	22日	22日	22日	
	2回	30日	30日	30日	30日	30日	
産経新聞	1回	22日	23日				
	2回	27日	25日				
中日新聞	1回	23日					
	2回	26日					
東京新聞	1回	22日					
	2回	26日					
西日本新聞	1回	23日					
	2回	25日					
北海道新聞	1回	25日					
	2回	27日					

97年3月度新聞広告掲載日一覧(地方紙)

紙名	掲載日
東京日報	28日
秋田魁新報	30日
岩手日報	29日
山形新聞	28日
河北新報	31日
福島民報	28日
新潟日報	28日
北日本新聞	29日
北國新聞	27日
信濃毎日新聞	29日
山梨日日新聞	28日
静岡新聞	31日
福井新聞	27日
山陽新聞	30日
中国新聞	29日
山陰中央新報	27日
四国新聞	31日
愛媛新聞	28日
徳島新聞	29日
高知新聞	28日
佐賀新聞	31日
大分合同新聞	31日
熊本日日新聞	31日
宮崎日日新聞	29日
長崎新聞	29日
南日本新聞	28日
琉球新報	29日
沖縄タイムズ	28日
京都新聞	31日
神戸新聞	31日

ジュネーブ出張（1997年3月30日から4月5日まで）報告
アジア女性基金運営審議会委員 林 陽子

今回の出張の目的は、ジュネーブで開催中の国連人権委員会（第53期）の会合を傍聴し、「女性に対する暴力」に関して国連でどのような議論がなされているかを知ること、傍聴に来ている各国NGOやジュネーブに本拠を持つ国際機関、NGOと交流し、今後の専攻事業の参考にすること等にあつた。

ジュネーブ滞在中、出席した主な会合は次のとおりである。

1. クマワラスワミ特別報告者との会見

1997年4月1日（火）午後4時30分から5時まで

国連ビル内会議室

（出席者ラデイカ・クワラスワミ報告者、美根公使、林陽子、林書記官、この他に国連人権センターのスタッフ2名）

冒頭、美根公使から報告者が多忙なスケジュールをさいて私たちに会ってくれたことへの謝辞を述べた。日本政府としては、昨年の人権委員会に提出された報告者の「慰安婦」問題の追加文書は、「基金」の活動を肯定的に評価するものであると考えている、と述べた。

これに対し、報告者から、その通りであり、自分は「基金」だけでは足りない、と言ったのであり、法的補償と「基金」による償いと、両方でできればいいが、ひとつしかできないというなら、何もないより良い、という発言があつた。なお、報告者はジュネーブに発つ前にスリランカの日本大使館の高橋書記官から、最近の「基金」の事業の発展については報告を受けているとのことであつた。

私から、すでにご存じかもしれないが、「基金」の最近の事業について説明したい、として以下の5点を述べた。

(1) 募金が4億7267万円（3月21日現在）に達している。

(2) フィリピンでは昨年8月に4名の女性に「償い金」および首相のお詫びの手紙を渡した。その後7名（合計11名）にこれらの伝達を済ませた。現在までに司法省のインタビューを終えて認定を待っている女性が3名、その他「基金」へ申請書を要求した人たちは70名以上に上っている。

韓国ではこの1月に7名の女性に同じく「償い金」と首相の手紙を伝達した。

台湾については今後も話し合いを続けていく。

(3) フィリピンおよび韓国で、日本政府の拠出金による医療、福祉事業が開始された。

(4) 「歴史の教訓に学ぶ事業」として、「基金」はビデオ収録に同意した被害者女性たちの証言を収録することとし、先月このミッションがフィリピンを訪れ、事業を開始した。

(5) 「女性への暴力」その他女性の人権に関わる活動をしているNGOの支援事業を開始し、去る1月に11団体に援助を決定した。これらの中には女性へのカウンセリン

グを実施しているグループ、HIV感染者のケアをしているグループ、障害者の自立のために活動しているグループ等が含まれている。

(6) 昨年8月にはESCAPと共催で「女性の人権」をテーマにした国際フォーラムを主催し、アジア太平洋地域から著名な人権活動家を招聘した。これらの中には2名のCEDAW委員（フィリピンのオーロラ・デテイオスさんと、バングラデシュのサルマ・スパーンさん）が含まれている。

このうち報告者は(4)の証言ビデオ収録の話に大きくうなずき、関心を示したように思われた。

また、報告者から、田中甲、本岡議員らが準備中であるという真相究明委員会設置法および国家補償法についてどう思うか、という質問があった。私は、反対する理由はないが、「基金」も真相究明への努力はしていることを強調したい、と述べた。法案については、「彼らは個人でやっているのか、党としてやっているのか」という質問が二度あり、立法の現実的な可能性について関心を示した。

報告者の任期は当初の任命では今年限りであるが、今期の人権委員会で1年の延長が予定されており、次は「武力紛争下の女性」を主要なテーマとし、かつこれまでの3本の報告書で触れた問題のその後の状況をフォローアップする最終報告が来年の人権委員会に提出される予定である。最終報告書の資料は今年10月までに届いたものが利用できることなので、「基金」からもそれまでに資料を国連人権センターあてに英文資料を届けること、できれば報告者と面談して最新の状況を伝える等の努力が必要と思う。

2. 国際機関職員、NGO関係者との懇談会

(4月2日午後1時より3時まで)

出席者は以下のとおり。

バトリック・ロビヌー (ECE, ヨーロッパ経済協同体、アジアにおけるESCAPにあたる、シニア・エコノミック・オフィサー)

バシユワティ・ムケレジ (UNCHR, スペシャル・アシスタント)

ジョアナ・フォスター (WILDAF, ジンバブエに本拠のあるNGO)

ピネータ・テイオブ (Sinergies Africa, ジュネーブに本拠のあるNGO)

リタ・レティ (UNHCR, ティレクター)

リア・プロウニング (WE ARE For Human Rights, 米国メリーランドに本拠のあるNGO)

美根公使、林書記官、木下専門員

「基金」事業の現況について説明をし、参加者からは各機関の活動のターゲットについてヒアリングを行った。

3. 各国政府代表団関係者との懇談会

4月3日(木) 1時から3時まで

出席者は以下のとおり。

アデーレ・デイオン (カナダ政府代表团)
クリステン・マラカック (同上)
バヒア・タジブ (オランダ政府代表团)
フェリセ・ゲイアー (米国政府代表团、NGO出身)
オリビア・バライア (フィリピン政府代表团)

「基金」事業の現況について説明をし、参加者からは今期の人権委員会での主要テーマについてヒアリングを行った。

4、在ジュネーブ邦人記者クラブとの懇談会
4月3日 (木) 午後6時より7時半まで
日本政府代表部内会議室

5、「慰安婦」関係のNGOとの非公式な懇談
滞在中、戸塚悦朗弁護士および韓国の慰安婦協会のシンヘイスー国際部長とそれぞれ一度ずつ朝食をとりながら「慰安婦」問題について意見の交換をした。

全般的な感想

1、「基金」のNGOとしての資格について

今回も昨年の和田事務局長の出張と同様、「基金」は国連NGOの資格がないため、私はvisitor (観光客用) のパスで国連ビル内に入った。しかしこの方法では委員会で発言権や文書提出権がないのはもちろんのこと、アクセスできる場所に限りがあり、傍聴席に出入りする度に荷物のチェックがあるなど、非常に不便である。国連NGOの登録の要件が昨年7月に緩和された (カナダ政府の人からの情報) そうなので、この要件を検討し、登録ができないうちは、どこかの資格を借りることを真剣に考えるべきである。

2、「基金」と日本政府代表部の関係について

これはフィリピンに出張する際も感じることであるが、「基金」は外務省からの便宜供与に甘え過ぎていないだろうか。これは公務で忙殺されている代表部の人たちの手を煩わせると同時に、「基金」のイメージにもつながる問題である。人権委員会は世界のNGOが活躍する舞台であり、会議場脇のコーヒーラウンジは縦横無尽に飛び回るNGOの情報交換の場にもなっている。ここに背広、ネクタイ、ブリーフケースを抱えた政府職員と一緒にいたのでは、他のNGOの人たちと親しくなることはできない。民間は民間らしく、あまり政府の好意に甘えるべきではない。

3、継続することの重要性

大変多忙な時期に出かけたにもかかわらず、代表部からは来たことを感謝された (お世辞ばかりとは思えない)。代表部からは、「基金」の説明をしたいのに「基金」

の人間が誰もいない、ということが一番困る、という意見ももらった。現地のプレスからも、人権委員会、少委員会で「基金」が話題になる度に代表部が走り回るのはおかしい、民間の人たちが担っているのだから「基金」が自ら発言すべきではないか、という声があった。今後できれば、春の人権委員会、夏の人権少委員会にはできるだけ「基金」から人を派遣し、当方の主張をいろいろな人たちに聞いてもらう必要があると思う。これらの委員会はあらかじめ会期がわかっており、たとえちょうど良い議題のときにめぐりあうことができなくても、この時期に世界中から集まってくるNGOに友人を持つことは非常に有益である。

4. 今期の委員会で注目すべき文書

(1) 赤尾大使による日本政府演説 (全体の要旨)

ヨルダンが第5回国連アジア太平洋人権会議のワークショップを主催したことに感謝する。

日本政府は1995、1996年にアジア太平洋人権会議を東京で開催し、今後も毎年開く予定である。相互理解がやがてこの地域における何らかの枠組み作りに役立つことを信じる。

日本政府は1995年12月に国連人権教育の10年の国内本部を設置した。1996年には男女共同参画社会へむけた「2000年プラン」を発表した。

日本政府は女性への暴力を撤廃するためのUNIFEM信託基金の設立を歓迎する。日本はこれに100万ドルを拠出した。

日本政府は「従軍慰安婦」に対して数多くの機会に心からのお詫びと反省の気持を表明している。アジア女性基金は「慰安婦」および現代的な女性の名誉と尊厳にかかわる問題を解決するために設立された。道義的責任を果たすために、日本政府は基金の運営費用の全部を負担し、募金がその目的を達せられるようあらゆる援助をしている。1997年3月現在、日本の国民からの拠金高は4億7千万円となっている。

基金は1996年8月にフィリピンで、1997年1月に韓国でそれぞれ償い金の支給を開始し、「慰安婦」とされた女性に首相からの手紙を渡した。これらの国では、「慰安婦」を対象とする医療、福祉事業が開始された。

インドネシアでは同国政府の社会省と「基金」との間で「覚書」が調印され、関係する地域における高齢者とりわけ病気を持った女性に対する施設建設プロジェクトを援助する。

日本政府はこれからも「基金」の活動がスムーズに行われるよう、関係国、地域における関係機関、当事者の理解を得るための「基金」の努力に協力をする。

日本政府は国連人権センターの機能の向上が必要であれという立場である。

武力紛争またはその他の国内の不安定な要因によってある地域の人権状況が深刻な危機に陥ったときには、フィールド・オペレーションが特に重要である。ルワンダにおける人権担当官の殺害は遺憾である。緊急アピールに答えて、日本は旧ユーゴとルワンダのフィールド・オペレーションのために20万ドルを拠出した。

日本政府は今後とも世界における人権の伸張のために努力をする。

(2) 韓国政府代表演説 (原稿による。全文を読み上げたかどうかは不明。関係部分の要旨)

女性への暴力はその発生を防止するために政府の行動を必要とする。我が代表団はクマラスワミ報告者のこの点に関する貴重な貢献に感謝する。我が代表団は報告者の任期の延長と彼女がその任務をまっとうすることを強く支持する。

女性が暴力の被害者になることが、戦場や紛争地域で最も頻繁に起こることは想像にかたくない。「従軍慰安婦」すなわち第二次対戦下の軍隊性奴隷は、それを雄弁に示す例である。

朝鮮半島の女性は1932年から第二次大戦の間中、数え切れないほど日本軍によって性奴隷化された。我が代表団は昨年提出されたクマラスワミ報告者の報告に注意を喚起する。この報告には、日本政府は国際法違反の責任を認め、被害者に謝罪し、文書で各当事者に公の謝罪をし、歴史の事実を反映するよう教育のカリキュラムを変えることが含まれている。

ILOの条約適用勧告専門家委員会も、日本政府にはILO条約違反があったことを認めている。

我が代表団は日本政府に対して、報告者の勧告をただちに任意に履行することを求める。

「民主党従軍慰安婦問題等作業チーム」との懇談報告

4・16 事務局

日 時 4月15日午後2時から3時30分

場 所 衆議院第一議員会館第三会議室

出席者 基金側 理事会=衛藤清吉副理事長、金平輝子理事、下村満子理事。

運営審議委員会=横田洋三委員、中嶋滋委員

事務局=多賀克己、叶俊寛

民主党側 従軍慰安婦問題等作業チームの下記の議員

衆議院議員=田中甲（作業チーム主査）、藤田幸久

参議院議員=川橋幸子、竹村泰子

秘書=前原誠司衆議院議員室、本岡昭次参議院議員室2名

【懇談会の背景】

民主党は、「恒久平和調査会設置法案」（添付資料A）と「戦時性的強制被害者に対する経済的給付に関する法律案」（添付資料B）を議員立法として提案していく意向を持っている。

「恒久平和調査会設置法案」は、すでに参院法制局との協議は終わっており、今月中にも提出する予定となっている。ただ、民主党内でもいろいろな意見があるよう。

「戦時性的強制被害者に対する経済的給付に関する法律案」は、民主党としては「アジア女性基金と話し合いを重視して、作業を進めていく」こととなっており、添付した資料は田中甲議員の個人として作業しているもの。

一方で、田中議員は、スリランカまで行き、クマラスワミ氏と会い、添付資料Cのように、「（恒久平和調査会設置法案）が通ることは可能」とか、「再び報告書を提出されることを望みます」と言っている。

これを見ても、わかるように、昨年、本岡議員らが提出した「調査会設置法案」同様、民主党のこうした動きが、国連人権委員会などに影響を与え、被害者に混乱を持たらされかねない状況となっている。

15日2時すぎから行った懇談会は、上記の経過の中で、民主党から「戦時性的強制被害者に対する経済的給付に関する法律案」に関してアジア女性基金の意見を聞きたいということで開かれたもの。

【懇談会の報告】

- ・基金 「戦時性的強制被害者に対する経済的給付に関する法律案」を作るという動きは、もっと早い時期ならともかく、すでに医療福祉支援事業を進められている状況では混乱をきたすだけ

韓国、台湾では2,000万円がすぐにももらえるという宣伝が未だに続けられ、

被害者の間で混乱が起きている。

国際法上の個人の請求権の問題等、日本政府の法的責任の問題は簡単ではない
国連人権委員会では、一步前進と基金は評価されている。クマラスワミの報告書
でも歓迎されている。

- ・民主党 1月11日に基金が支給した直後に、韓国を訪問した。その際、受け取った被害者が韓国社会の中で孤立すると感じた。そういう意味で、基金に協力するという立場から、環境作りのために法案の作業をしている
- ・基金 法的責任を認めない限り、納得してもらえない。したがって、この法案に書かれている道義的責任として「給付」等を行なう法律では環境づくりにならない
- ・民主党 (法律案として添付資料むがあらためて配付され) 基金の医療福祉支援事業とは別に、300万円を国庫より支出するという案も考えられるのでは
- ・基金 では、合計800万円を支給するという事なのか
- ・民主党 そういう案も検討したい (民主党事務局)
私は、額は問題ではないと思う。国庫からの支出が重要だと考えている (藤田議員)
- ・基金 (前回の作業チームの議事録が配付され、本岡議員が「『つぶせ基金』運動を押さえてきた」と発言したとあり、それについて)
台湾等で、この議事録を配付していいか
- ・民主党 いいと思う (田中議員)
本人の確認をとってからにしてほしい (民主党事務局)
(懇談会終了後、民主党事務局より、基金事務局に「本岡議員は困るということでした」と連絡あり)
- ・基金 ダメモトで提出するのだけはやめてほしい
- ・民主党 議員の立法活動として、そういうこともありうる

以上のようなやりとりがあり、基金側より、「民主党の動きによっては被害者が期待を持ったり、混乱させられることになる」と強く主張した結果、
田中議員が「この法案についての作業は停止し、白紙撤回する」と発言。